特定非営利活動法人たんぽぽの会　定款

第１章　総則

（名称）

第1条　この法人は、特定非営利活動法人たんぽぽの会という。

（事務所）

第2条　この法人は、主たる事務所を東京都目黒区に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第3条　この法人は、主に知的障害者（児）に対して、発達支援、生活支援及び家族への援助に関する事業を行い、ノーマライゼーションをさらに進化させたインクルージョンの理念のもと、対象者（児）と家族及び関わりを有する人々の豊かな人生の実現を目指す。また、高齢者が在宅で最後まで自身で意思決定を行い、主体的に暮らせるための支援を提供し、もって社会全体に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2) 社会教育の推進を図る活動
(3) まちづくりの推進を図る活動
(4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
(5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
(6) 子どもの健全育成を図る活動
(7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第5条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

（１）障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
（２）障害者総合支援法に基づく一般・特定相談支援事業
（３）児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
（４）知的障害者（児）短期宿泊援助事業
（５）知的障害者（児）自主事業
（６）知的障害者（児）移動支援従事者養成研修事業
（７）知的障害者（児）地域生活啓発事業
（８）介護保険法に基づく居宅サービス事業
（９）その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　会員

（種別）

第6条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1)　正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人。

(2)　賛助会員

この法人の目的に賛同し、活動資金の協力を行う個人・法人及び団体

（入会）

第7条　正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出するものとする。

2　理事長は前項の入会の申し込みがあるときは正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。

3　理事長は、第１項の入会の申し込みを認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条　正会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条　正会員及び賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)　退会届の提出をしたとき。

(2)　本人が死亡し、又は賛助会員である団体が消滅したとき。

(3)　正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず納入しないとき。

(4)　除名されたとき。

（退会）

第10条　正会員及び賛助会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条　正会員及び賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　この定款等に違反したとき。

(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（入会金及び会費の不返還）

第12条　既納の入会金・会費は返還しない。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）

第13条　この法人に次の役員を置く。

(1)　理事　　３人以上

(2)　監事　　１人以上

2　理事のうち、１人を理事長、１人を副理事長とする。

（選任等）

第14条　理事及び監事は、総会において選任する。

2　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

4　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第15条　理事長及び副理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)　この法人の財産の状況を監査すること。

(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第16条　役員の任期は２年とする。ただし、その任期は任期の到来する年度の通常総会終了のときまでとし、再任を妨げない。

2　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第17条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第18条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2)　職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第19条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を償還することができる。

3　前２項に関して必要な事項は、総会の承認を得ることとする。

（事務局及び職員）

第20条　この法人に、事務を処理するため事務局を設け、必要な職員を置く。

2　事務局に事務局長を置くことができる。事務局長を置く場合は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

3　職員は理事長が任免する。

4　事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

（顧問）

第21条　この法人に、顧問・相談役を置くことができる。

2　顧問・相談役は、総会の承認を経て理事長が任命する。

3　顧問・相談役は、この法人の事業について理事会に対し助言及び提言を行うことができる。

第５章　総会

（種別）

第22条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第23条　総会は、正会員をもって構成する。但し、賛助会員はオブザーバーとして参加することができる。

（権能）

第24条　総会は、以下の事項について議決する。

(1)　定款の変更

(2)　解散

(3)　合併

(4)　事業報告及び決算

(5)　役員の選任又は解任、職務及び報酬

(6)　入会金及び会費の額

(7)　正会員及び賛助会員の除名

(8)　残余財産の帰属

(9)　その他運営に関する重要事項

（開催）

第25条　通常総会は、毎年1回開催する。

2　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2)　正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)　第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第26条　総会は、第25条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2　理事長は、第25条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、または電磁的方法により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

（議長）

第27条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第28条　総会は、正会員総数の2分の1以上の出席（委任状も含む）がなければ開会することができない。

（議決）

第29条　総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3　理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第30条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した正会員は、第 28 条及び第 29 条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第31条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名押印または署名しなければならない。

3　前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2)　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3)　総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数

(4)　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章　理事会

（構成）

第32条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第33条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)　総会に付議すべき事項

(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第34条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　理事会は、理事の過半数の出席を要する。

(2)　理事長が必要と認めたとき。

(3)　理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(4)　第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第35条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長は、第34条第3号及び第4号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3　前項の規定により理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、または電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第36条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

第37条　理事会の議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2　理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第38条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、第37条及び第39条1項2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第39条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人が記名押印または署名しなければならない。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）

第40条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)　設立当初の財産目録に記載された資産

(2)　入会金及び会費

(3)　寄付金品

(4)　財産から生じる収益

(5)　事業に伴う収益

(6)　その他の収益

（資産の管理）

第41条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第42条　この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業計画及び予算）

第43条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（事業報告及び決算）

第44条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第45条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終わる。

（臨機の措置）

第46条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第47条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の３分の２以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

２　この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第48条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議

(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)　正会員の欠亡

(4)　合併

(5)　破産手続開始の決定

(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の３分の２以上の議決を経なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第49条　この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第３項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人または公益法人に寄付するものとする。

（合併）

第50条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の３分の２以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第51条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に開催して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第１０章　雑則

（細則）

第52条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長	倉橋　由紀子
副理事長	小津　みち子
理事	三園　祥
	佃　尚世
	澁澤　三恵子
	小川　桂子
	小柳　美貴子
	三田　今日子
	松尾　郁子
監事	松沢　タエ
	藤井　光枝

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成１５年３月末日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 14 年 3 月 31 日までとする。
6. 本法人設立により任意団体「たんぽぽの会」の会員及び一切の財産はこの法人が継承することとする。
7. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

①正会員	入会金	3,000 円（設立以降の会員）
	月会費	3,000 円（年４回、又は年一回払い）利用者が成年の場合
		1,000 円（年 4 回、又は年一回払い）利用者が未成年の場合
②支援会員	入会金	なし
	年会費	3,000 円（１口から）

平成 13 年 3 月 30 日制定
平成 15 年 7 月 31 日変更
平成 18 年 12 月 28 日変更
平成 24 年 6 月 28 日変更
平成 24 年 11 月 27 日変更
平成 25 年 9 月 25 日変更
平成 26 年 5 月 23 日変更
平成 29 年 8 月 3 日変更
令和元年 6 月 5 日変更
令和 2 年 2 月 8 日変更
令和 7 年 8 月 14 日変更
令和 8 年 9 月 2 日変更